雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下「一号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　ロに規定するほか、国土交通大臣及び第七条に規定する適正就労監理機関が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

ニ　特定技能所属機関は、一号特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この号において「二号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

イ～ハ　（略）

ニ　二号特定技能外国人が従事する建設工事において、特定技能所属機関が下請負人である場合には、発注者から直接当該建設工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

（建設特定技能受入計画の認定）

第三条　前条第一号イの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第一により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　（略）

（削る）

雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下「一号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

ニ　特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

イ～ハ　（略）

（新設）

（建設特定技能受入計画の認定）

第三条　前条第一号イの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第一により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　（略）

二　国内人材確保の取組に関する事項

二　一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項

三　一号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

3　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。

イ～ニ　（略）

（削る）

二～五　（略）

六　一号特定技能外国人が従事する建設工事において、認定申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該建設工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

七　一号特定技能外国人の総数が常勤の職員（一号特定技能外国人、外国にある事業所に所属する常勤の職員及び育成就労外国人（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第四号に規定する育成就労外国人をいう。以下同じ。）を含まない。）の総数を超えないこと。ただし、建設特定技能受入計画の申請時に認定申請者が育成就労外国人を雇用している場合であって、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十九条第一項第二号又は同条第二項第二号若しくは第三号の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

八　（略）

九　国土交通大臣及び第七条に規定する適正就労監理機関が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

三　一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項

四　一号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

3　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。

イ～ニ　（略）

ホ　職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。

二～五　（略）

六　一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

七　一号特定技能外国人の総数が常勤の職員（一号特定技能外国人及び技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生をいう。）を含まない。）の総数を超えないこと。

八　（略）

（新設）